

## ○東日本大震災被災地域における発注工事等の代価の前金 払の特例に関する達

(平成24年6月21日達第5号)

改正 平成25年10月11日達第9号(イ)

平成29年5月11日 達第3号(ロ)

(目的)

第1条 この達は、東日本大震災被災地域（別表に定める地域をいう。以下同じ。）における独立行政法人都市再生機構が発注する工事等（工事、設計、調査、測量及び工事の用に供する機械類の製造をいう。以下同じ。）の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、代価の前金払について、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号。以下「会計実施細則」という。）の特例を定めるものである。(イ)(ロ)（前金払の特例）

第2条 契約担当役は、東日本大震災被災地域において施行される工事等に係る請負契約のうち、次の各号の一に該当するもの（会計実施細則第366条第2項の規定に基づく手続きにおける調査（次条第1項において「低入札価格調査」という。）の結果、適合した履行がなされると認められた者と締結するものを除く。）については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第2項に規定する保証（次条第1項において「前払金保証」という。）がある場合又は別に定めるところにより相手方の信用が確実である場合に限り、前金払をすることができる。(イ)

- 一 工事に係る請負契約で、契約金額が500万円以上で、かつ、履行期間が60日以上のものである。
  - 二 工事の用に供する機械類の製造に係る請負契約で、契約金額が500万円以上で、かつ、履行期間が60日以上のものである。
  - 三 設計、調査及び測量に係る請負契約で、契約金額が300万円以上で、かつ、履行期間が60日以上のものである。
- 2 前項第1号に規定する前金払の割合は、請負代金の100分の50以内とする。ただし、前金払をした後において請負代金を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代金の100分の60以内とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する前金払の割合は、請負代金の100分

の40以内とする。ただし、前金払をした後において請負代金を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代金の100分の50以内とする。

(中間前金払の特例)

第2条の2 契約担当役は、東日本大震災被災地域において施行される工事請負契約（低入札価格調査の結果、適合した履行がなされると認められた者と締結するものを除く。）のうち、契約金額が1千万円以上で、かつ、履行期間が150日以上のものにおいて、履行期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が契約金額の2分の1以上であるものについては、前払金保証がある場合又は別に定めるところにより相手方の信用が確実である場合に限り、前条に規定する前金払のほか、中間前金払をすることができる。

(イ)

2 前項に規定する中間前金払の割合は、請負代金の100分の20以内とする。ただし、前条の前払金と中間前払金の合計額の割合は、請負代金の100分の70以内とする。(イ)

3 契約により独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第30条の規定に基づく部分払をすることとしている場合は、第1項に規定する中間前金払をすることができない。(イ)

#### 附 則

この達は、平成24年6月21日から施行し、同日以降に公示等の手続きを開始するものから適用する。

#### 附 則(イ)

この達は、平成25年10月11日から施行し、平成25年11月1日以降に公示等の手続きを開始するものから適用する。

#### 附 則(ロ)

この達は、平成29年 月 日から施行し、平成29年6月1日以降に公示等の手続きを開始するものから適用する。

#### 別表(イ)(ロ)

都道府県	市町村
岩手県、宮城県、福島県	全ての市町村